

巻頭言 新しい港に向かうために

今年は新型コロナウイルスの感染拡大という大きな試練の中で船員の日を迎えます。さらなる感染拡大防止のために国境を越えた人の移動は大きく制限されていますが、物流は止めることができません。そのために船員のみなさんは日々変わらず働いておられます。大型クルーズ船の事例でもわかるように、ひとたび船内で感染が起これば大変なことになります。それで、船員たちは外出を制限され、AOSの訪船活動も停止している状態です。このような厳しい状況の中でわたしたちの生活を支えてくださっている船員のみなさんに感謝の気持ちを新たにいたしましょう。

新型コロナウイルスの荒波は、陸に住むわたしたちの社会に津波のように襲いかかりました。そして、それは社会のもっとも弱い立場にある人々を直撃しています。日本にいる難民・移住者の人々も大きな影響を受けています。船員司牧もそうですが、人と接することが必要な支援が困難になりました。そのため、難民申請者や生活困窮者への支援にも支障が出ています。また、新型コロナウイルスによる業績悪化から技能実習生や外国人労働者への雇止めや給料未払いなどの事例が今後増加する恐れがあります。

「新しい生活様式」が提案されている今こそ、わたしたちは弱い立場の人々とともに生きる社会を目指して、「新しい社会」をつくる機会としていかなければなりません。新型コロナウイルスの荒波を乗り越えて新しい港に向かうことができるように、水先案内人である主の声に耳を傾ける必要があります。

日本カトリック難民移住移動者委員会
秘書 柳本 昭

特集: 船員の日(7月12日) 船員司牧(AOS) 新型コロナウイルス 移住者・難民への影響



今号の内容

- 2020年船員の日メッセージ p.2
- 船員司牧(AOS)100周年 そしてこれから p.4
- 緊急事態宣言下の港とAOS活動 p.5
- 新型コロナの影響とJ-CaRMの取り組み p.6
- 特別定額給付金:外国籍の方へ声かけとお手伝いを p.8
- 新型コロナ禍の各地の状況と取り組み p.10
- 全国研修会、タリタクム日本からのお知らせなど p.12

船員の日 共同祈願文

主(しゅ)よ、海(うみ)で働(はたら)く人々(ひとびと)をあらゆる危険(きけん)から護(まも)り、導(みちび)いてください。

また、私(わたし)たちがこの人々(ひとびと)に感謝(かんしゃ)し、同(おな)じ船(ふね)で神(かみ)の慈(いつく)しみをたたえ、生(い)きていくことができますように。

教皇庁人間開発のための部署は、7月の第2日曜日(今年は7月12日)を「船員の日」と定め、世界中の司牧者、信徒に船員たちのために祈るよう呼びかけています。日本カトリック難民移住移動者委員会も船員たちとその家族のために祈るよう皆様に呼びかけます。

ステラ・マリス 海の人々と共に 100 年

1920年10月4日スコットランドのグラスゴーで、一人の司祭と数人の信徒が、グラスゴー港に停泊する船の船員たちを支援するための話し合いを持ちました。現在は、カトリック教会の国際組織となった船員司牧(AOS: Apostleship Of the Sea)の始まりです。今年、創立100周年を迎えます。10月に予定されていたグラスゴーでの世界大会は、新型コロナウイルス感染拡大のため来年に延期されましたが、この100周年という節目は「ステラ・マリス」の名称でも親しまれている、海の使徒職AOSについて、多くの方により知っていただく良い機会です。AOSの活動は、現在56カ国、322の港で行われています。

海運の有り様は、この100年間に大きく変わりましたが、AOSの使徒職がめざすものは創立時から変わりません。なぜなら司牧とは、人間の全ての側面において、すなわち、人格的、社会的、職業的、霊的次元で、船員たちのために奉仕することにあります。

船員たちのために、世界ではいくつかの組織が役割を担ってきました。一つは船員の生活と仕事に関わる、国際労働機関(ILO: 1919 設立)。もう一つは、海上の安全等、海事分野の諸問題について扱う国際海事機関(IMO: 1948 設立)、そして健康と保健が専門の世界保健機関(WHO: 1948 設立)です。これらの専門機関の働きによって船員たちの状況は改善されましたが、福祉や基本的生活の保障については、まだまだ不十分です。

20世紀始め、船員の生活は不安定で、過酷で、無防備な状態に置かれていました。今日、多くの船には良い条件が整えられつつありますが、家族や故国から長期間離れ、港での滞在時間の短縮等により、孤独感が増しています。また、航行と積み降ろしのスピード化は、大きなストレスをもたらしています。

出身国による格差や会社からの不当な扱いや遺棄、死亡、いじめやハラスメント、さらに海賊や武装強盗により人質とされること等、人間らしい生活労働環境確保が困難となっていることがしばしば報告されています。

今、大切なことは船員に出会うための訪問です。彼らは、訪問者とおしゃべりをして、一緒に過ごすことをとても楽しみにしています。信頼関係を築き、問題解決の手伝い、そして社会的、法的、霊的な支援が求められています。

今年は特に、新型コロナウイルスのパンデミックの影響で、海運業は未曾有の試練に直面しています。船員とその家族のために祈り続けましょう。

ステラ・マリスの聖母が彼らをすべての危険から守って下さいますように。

教皇フランシスコの祈り
2013年7月8日 ランペドゥサにて

海の星、マリアよ、
もう一度、あなたにお願いにきました
かくまっていただけの穏やかな場所を見つけるために
ご保護と助けを願うために
神の母、私たちの母よ、
海の危険と向き合っているすべての人に
あなたの温かい眼差しを向けてください
生活に必要な糧が、それぞれの家族に保障されますように
神の被造物が尊重されますように
人々の平和のために仕えることができますように アーメン

2020年7月12日
日本カトリック難民移住移動者委員会
担当司教 山野内倫昭

Message for the Day of Seafarers 2020

The Vatican's Dicastery for Promoting Integral Human Development has designated the second Sunday in July each year as Sea Sunday. It calls for prayers for seafarers on July 12 this year. The Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move also invites you to pray for seafarers and their families.

Stella Maris: Serving seafarers for 100 years

On October 4, 1920, in Glasgow, Scotland, a priest and several laypeople met to discuss ways to assist crews of ships anchored in Glasgow Harbor. It was the beginning of AOS (Apostleship of the Sea), which became an international organization of the Catholic Church. This year, we celebrate the 100th anniversary of AOS.

The AOS World Congress was to take place in Glasgow in October, but it has been postponed to next year due to the new coronavirus pandemic. Even so, this centenary of AOS (also known as Stella Maris, Star of the Sea) is a good opportunity for more people to know about this apostolate. AOS activities currently take place in 322 ports in 56 countries.

Shipping has changed greatly over the last 100 years, but the vocation of AOS has not changed since its foundation because pastoral care has always meant to serve people in all aspects of their humanity – the personal, the social, the professional and the spiritual.

Several international organizations have played important roles for seafarers. One is the International Labor Organization (ILO: 1919) which is involved in their life and work. Another is the International Maritime Organization (IMO: 1948), which deals with issues such as maritime safety, and a third is the World Health Organization (WHO: 1948), which is concerned with health. The work of these specialized institutions has improved the lives and working conditions for seafarers but guarantees for their welfare and basic needs are still insufficient.

At the beginning of the 20th century, seafarers' lives were unpredictable, harsh, and unprotected. Today, conditions on many ships are better, but crews are away from their families and homes for a long time, and loneliness is a great problem with fewer crew members on board and shorter stays in port. Also, the increased speed of navigation, lading and unlading makes work even more stressful.

It is often reported that it is difficult to secure a truly human living and working environment because of disparities depending on one's nationality, unfair treatment or abandonment by the company, death, bullying and harassment, or even being taken hostage by pirates and armed robbers.

The important thing now is to visit and meet the sailors. They look forward to chatting with visitors and spending time with others. Building trust gives them help with problem solving and provide social, legal, and spiritual support.

This year the shipping industry faces unprecedented challenges due to the new coronavirus pandemic. Continue to pray for seafarers and their families. May Our Lady, Star of the Sea (Stella Maris), protect them from all danger.

From a prayer of Pope Francis at Lampedusa

July 8, 2013 (unofficial translation)

Mary, Star of the Sea,
Once again, we turn to you
to find refuge and peace
and implore your protection and help.
Mother of God, our mother,
Look kindly on all who each day face the dangers of the sea,
May each family be guaranteed the food they need to live,
May God's creatures be respected,
And may we serve the peace of people. Amen.

July 12, 2020
Mario Michiaki Yamanouchi
Bishop in Charge
Catholic Commission of Japan
for Migrants, Refugees and People on the Move

船員司牧(AOS)100 年 そして これから

船員司牧（AOS）は今年で 100 周年を迎えます。アジア全域では、聖パウロ 6 世教皇の 1970 年のアジア司牧訪問を機に設立された、今年で 50 周年を迎えるアジア司教協議会連盟（FABC）の呼びかけによって 1970 年代から船員司牧の取り組みが始まりました。日本でも、1980 年代から全国各地で船員司牧が始まりました。

AOS はローマ教皇庁の人間開発のための部署の下にあり、全世界を結ぶネットワークを通して、世界各国を移動する船員たちの福利、厚生、医療、霊的なケア、また 1 年近く家族のもとを離れることを船員たちは余儀なくされることから、祖国に残された家族の支援のためにも奉仕しています。

日本の生活に注目すると、私たちの生活を支える日用品の 99% は海上運輸によってもたらされ、日本経済全体では輸出入の 99.7% が港を経由しています。私たちの陸上での生活では船員たちの姿に接する機会はほとんどなく、遠い存在であるかのように感じられます。けれども船員たちの日々の命がけの働きなしには、私たちの生活は成り立ちません。

そこで、AOS では日本各地の港に寄港する船員たちに出会うために訪船し、船員の話に耳を傾け、ミサを捧げます。また国際港に近い教会では、主日ミサや船員センターに家族の一員として温かく迎え、港のない地域でも船員たちのために祈りをささげ、訪船の際に持参する手編みの帽子等を作って、キリストにおける家族として迎えています。

今年は新型コロナウイルス感染症の拡大で、日本の AOS では訪船活動を休止している港が多く、大きな影響が出ています。また、全世界では寄港した船に乗り組んでいる人の上陸、入国を拒否する国が多く、世界中で船員たち、漁船員たち、クルーズ船の乗務員たちが疎外されています。このような困難な状況にある一人一人のためにも、船員司牧 100 周年の祈りを通して、私たちの大切な神の家族として彼ら一人ひとりを迎えられますように。

濱田壮久神父（AOS コアメンバー／AOS 横浜・川崎）

* * * * *

船員司牧（AOS）100 周年記念の祈り

慈しみ深い神よ

わたしたちの生活を支えるために、
今日もいのちをかけて世界の海を航海しているすべての船員たちと
その家族をあなたの恵みで満たし、真の幸せに導いてください

母なる教会は、一人ひとりの霊的・物質的必要に応えてきました
1920 年から船員司牧に関わる全世界の司祭、修道者、
ボランティアスタッフと心を一つに合わせ
100 周年を越えてこれからも船員たちとともに歩むことが出来ますように

神の母 聖マリア、海の星、
すべての船員たちとその家族を母の愛で包んでください
離れ離れになっても、あなたの御子イエスのうちに一つに結ばれ
家族の絆を守り育てることが出来ますように アーメン



緊急事態宣言下の港と AOS 活動

東京港で活動している AOS 東京（東京教区）の活動報告が届きました。新型コロナウイルス危機の中でも、港は動いています。AOS 東京では、感染拡大の懸念を踏まえて船員への訪問は中止していますが、電子媒体を通じたアドバイスなど継続して行っています。

こんにちは。現在（4月末現在）全国で COVID-19（新型コロナウイルス）によって緊急事態宣言が発令されています。中でも東京は、特定警戒都道府県に指定されてしまいました。様々な形で生活に不便を抱える中ですが、皆さんはいかがお過ごしでしょうか？

感染しない、感染させないという配慮を保って行動する事を念頭に置かねばなりません。AOS を含む教会もイベントを中止しほとんどの活動を休業してできるだけ人が集まらないように配慮しています。AOS も訪船活動を自粛して、感染リスクを負わない形での船員への支援を模索しています。

新型コロナウイルスの蔓延の中でも港は動いています。私たちの生活を維持するために、船員や港湾で働く人は感染しないための試行錯誤をしながら働いています。私たちにできることは限られますが、どうにか船員を支援できないか、感染リスクを考えながらも、いろいろな人と連携し行動しています。

私たちはこれまでにない種類の危機にとっても不安を覚えています。AOS 東京は、船員の相談や悩みを傾聴して行動しています。そのとき、相手を身近に感じて気持ちが和らぐ瞬間があります。人間は弱いものですから、こんなときこそ気持ちを話してみることは良いことだと思います。いつか必ずこの事態は終息します。その時また笑顔で再開できることを願っています。

皆さんが無事に過ごされることをお祈りしています。



新型コロナ危機以前の写真ですが、活動で撮影してきた東京港のワンシーンをお届けします。現在は皆、マスク姿で手洗い、検温等厳しくチェックしながら物流の最前線で使命感をもって頑張ってください。

船員司牧(AOS)活動に興味のある方、協力できる方は、J-CaRM 事務局または以下までご連絡ください。

札幌教区

苫小牧キリスト教船員奉仕会
電話/FAX：0144-77-2489

東京教区

AOS 東京
電話：03-3452-8010 FAX：03-3452-8118
<http://aostokyo.com/>

横浜教区

AOS 横浜船員センター
電話：045-308-7200
<http://aosyokohama.jp/>

名古屋教区

名古屋教区難民移住移動者委員会
電話/FAX：052-953-9480

大阪教区

神戸マリナーズセンター
電話：078-331-1696
<http://www.flyingangelkobe.org/>

福岡教区

福岡教区 AOS
電話：092 (522) 4059 9～17 時（土・日・祝日は休み）
080 (1795) 6167
E-mail: fukuoka.aos@gmail.com



新型コロナの外国人移住者・難民への影響と J-CaRM の取り組み

今年に入って世界的流行（パンデミック）となった新型コロナウイルス感染症の影響は、ふだんから日本社会の中で弱い立場に置かれた外国人移住者・難民の人々に、より深刻な打撃を与えていることが日々明らかになっています。J-CaRM では、4 月から 5 月にかけて、各委員や教区担当者、言語別の司牧担当者の方々や教区センターなどから、各地での外国人移住者・難民の人々の状況と必要な支援についての声を集めました。

コロナの移住者・難民への影響

各地の司牧者・支援者から寄せられた情報のなかで共通していたのは、移住者・難民の生活困窮の状況です。技能実習生や留学生、仮放免などの非正規滞在の移住者からは、仕事がなくなり困窮して食べ物も買えないという訴えが、司牧者や支援者に多数寄せられました。ベトナムコミュニティでは「一杯の愛のお米プロジェクト」という食料支援のプロジェクトを 4 月にスタートし、6 月半ばまでに各地の困窮するベトナム人 4,000 世帯以上に、お米やラーメン、調味料やマスクなど送る支援をしています。全国各地のベトナム人司牧者、修道会、信徒の皆さんがこの活動を支えています。そのほかにも、仮放免の家族や留学生などもっとも困窮している移住者にお見舞金として現金給付支援を実施している教区も複数ありました。

また各教区で公開ミサが中止となる中で、ミサに集うこともできなくなり、さまざまな困難を抱えていても支援が届きにくくなっている現状を心配する声も寄せられました。J-CaRM に求められる支援ニーズとして、コロナの現状下で各教区での献金集めなどが通常より難しい現状から、困窮する移住者・難民への経済支援の必要性や、特別定額給付金などの公的支援の情報を正確に伝え、対象となっている移住者・難民が確実に支援を受けることができるようなサポートを呼びかけることなど提案がありました。



特別定額給付金の給付を移住者・難民が確実に受けるために

新型コロナ感染症対策として、日本政府が一人 10 万円の支給を決めた「特別定額給付金」は、本来は日本に住むすべての人を対象とすべきです。ところが、政府は、基準日（4 月 27 日時点）で住民票に登録のある人を対象と決めたため、一定数の外国籍者はその対象外とされてしまいました。これについて、J-CaRM も加盟する外国人支援のネットワーク団体などでも粘り強く要請を続けた結果、5 月 20 日に新たな方針が示され、元技能実習生や留学生、その他技能や家族滞在などの在留資格で滞在していた人が雇用契約や終了や学校卒業などにより短期滞在など 3 ヶ月以下の在留資格に変更したものの帰国困難になっている場合や難民の子どもで在留期限が 3 ヶ月以下の場合などにも、対象が拡大されることになりました。しかし、こうした情報の周知は十分ではありません。そもそも対象となる移住者であっても、申請書は日本語で記入する必要があることから、申請には周囲のサポートを必要としています。

そこで J-CaRM では、こうした情報をわかりやすく説明した支援者向けのハンドアウト「コロナ給付金（1 人 100,000 円）は外国人にも給付されます！」と、当事者・支援者向けのチャート「100,000 円の給付対象者チェックリスト」（日・英、スペイン・ベトナム語版）を作成して、各教区や司牧担当者などを通じて広めていただけるよう呼びかけています。このような取り組みをサポートするため、6 月 11 日には、教区担当者や司牧担当者の向けのオンラインセミナーも実施しました。当事者や支援者に必要な情報をホームページでも掲載しています。ご活用ください。

給付金の対象外となる移住者・難民への生活支援金

J-CaRM の取り組みとして、特別定額給付金の対象外とされてしまう移住者・難民の方々への現金給付支援を実施することになりました。全国の教会から届く「世界難民移住移動者の日献金」をもとに活動を行う J-CaRM の「緊急一時援助金」の枠組みを拡大して、生活に困窮しながらも特別定額給付金の対象外とされてしまう難民申請者や非正規滞在の家族に、教区センターや教区担当者、言語別担当者ら支援者を通じて申請していただき、給付金に比べれば少ない額ですが、コロナ禍であとひと月生き延びるための「お見舞い金」として現金給付を行うものです。6 月上旬に第一弾の申請を受け付け、支援の準備をしています。

技能実習生の労働問題などへの取り組みでの協力と連携を

J-CaRM ではここ数年、人身取引の温床といわれる技能実習制度の問題改善や実習生の支援に継続して取り組んできました。ベトナム人司牧者らの食料支援プロジェクトでも、多くの技能実習生から「今回のコロナの影響により仕事が無くなったり減らされたりしても休業手当がもらえない」「事業所の継続が危ぶまれて解雇の危険性がある」などの訴えが届きました。また契約が終了した技能実習生から、在留資格などの相談も寄せられています。

このような技能実習生が直面する労働問題や在留資格の問題など具体的な解決を支援するため、6 月 9 日（火）に、外国人技能実習生権利ネットワークとの共催で「新型コロナベトナム人技能実習生ホットライン」を実施しました（写真参照）。ホットラインは東京のメイン会場のほかに、札幌、岐阜、大阪、北九州の 4 カ所の拠点を設置して相談対応を行いました。事前相談予約と当日相談あわせて 40 件余りの相談があり、技能実習問題に取り組む弁護士や労働組合の専門家と、カトリックのベトナム語相談員・通訳、記録担当者がチームで対応しました。コロナの影響による休業手当の未払いの相談など多く寄せられた一方、雇用主や日本人同僚からの暴力や残業代の未払いなど、以前から多く指摘されてきた技能実習制度の問題も寄せられました。

ホットラインは 7 月 4 日（土）に第 2 回の開催も決まりました。コロナ禍でのこのような協働によって、技能実習生の救済と支援のためのカトリック教会関係者と技能実習生問題に取り組む団体や専門家との連携の輪をこれからも一層拡げていけるよう願います。



【あなたのまわりの外国籍の方にお声かけと、申請手続きのお手伝いを！】

コロナ給付金(一人 100,000 円)は外国人にも給付されます！！

■給付金がもらえる外国人の条件

- ・日本に3ヶ月以上住む、在留資格がある人⇒在留カードを持っている人
- ・2020年4月27日時点において、住民基本台帳(氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎)に登録のある外国人
- ・住民票に登録している外国人。
- ・難民申請者(在留カードを持っている)の子ども

※ただし、申請できるのは世帯主のみです。

※基準日(2020年4月27日)より以前に住民基本台帳に登録され、その後、在留資格や在留期間が変更となったため(下記①)、基準日(4/27)には住民基本台帳から削除されていても、その後、再度在留期間の変更(下記②)がなされ、住民基本台帳に記載された人については給付対象となります。

【給付対象者のイメージ(例)】



※技能実習生や留学生で「短期滞在」や「特定活動(3ヶ月)」の在留資格の方は、「特定活動(6ヶ月)」への在留資格変更許可申請を行い、住民基本台帳への登録が必要となります。

※住所登録をしている市町村の給付金受付開始日から3か月以内に申請しなければなりません。

■お金をもらうまでの流れ(マイナンバーカードを持っている人はオンラインでの申請もできます)

●郵送による方法

- ① 住民登録している市役所や町役場から、お金をもらうための申請書が届きます。
- ② 申請書には事前に主な部分(家族の名前、もらえるお金の額など)はプリントされているので、間違いがないか確認する。記入する部分は、申請日、お金を受け取る人の署名、受取口座など。
- ③ 申請書の決められた部分(赤枠や黒枠など)に正しく記入する。
- ④ 申請書に次の書類を添付または同封する。
 - ・本人確認書類(パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証など)のコピー
 - ・受取口座の確認書類(お金を受け取る人の銀行や郵便局の通帳やキャッシュカードなど)のコピー
- ⑤ 最後にもう一度、申請書が正しく書かれているか、貼り付け書類(同封書類)が正しいを確認し、市役所や町役場に書類を送る。
- ⑥ お金が、受け取る人の銀行や郵便局の口座へ振り込まれます。(家族分がまとめて振り込まれます。)

■申請書の作成の際に特に注意すること【外国籍の方の申請書作成をお手伝いしましょう！】

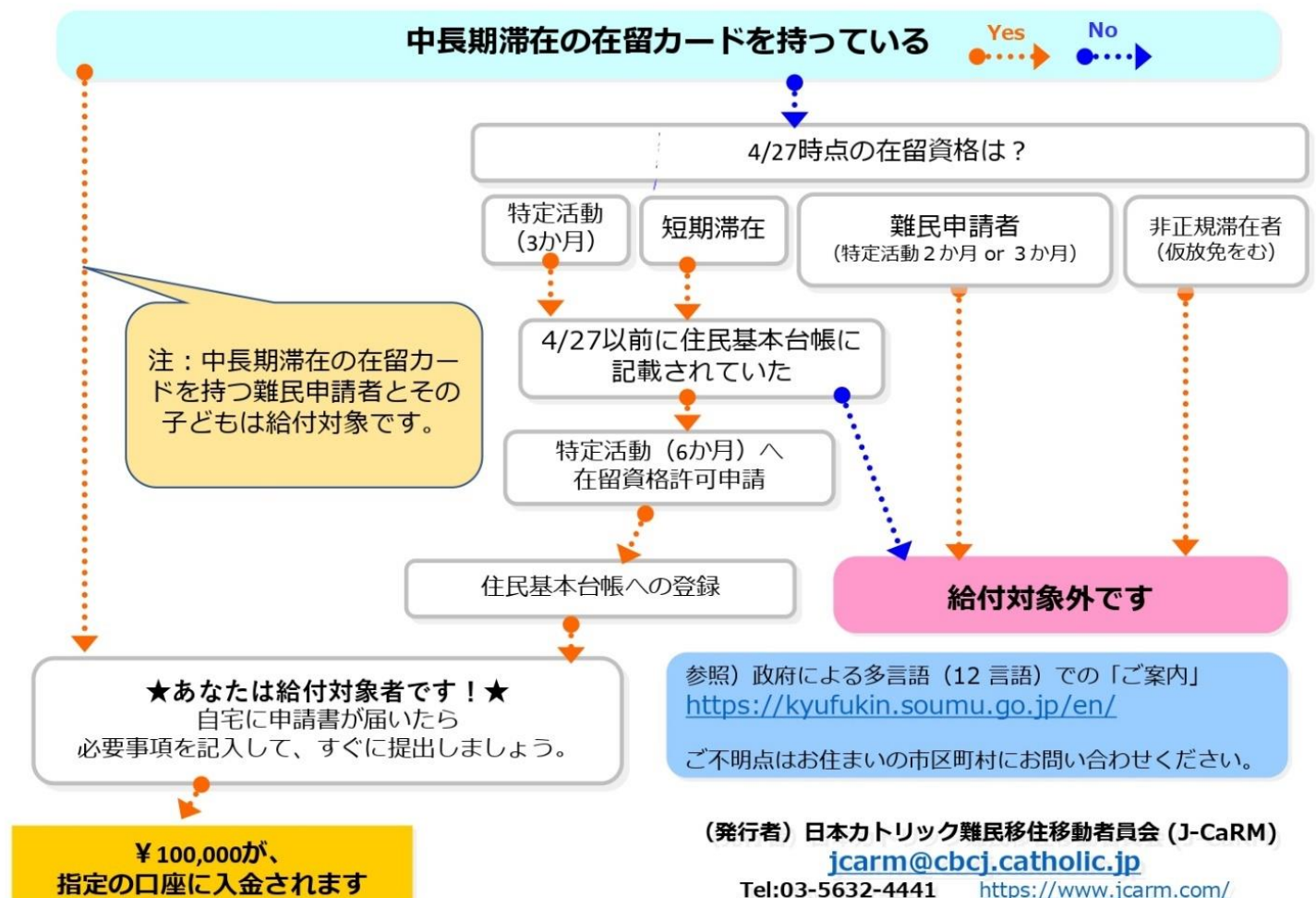
- ①「世帯主(申請・受給者)」の欄は、世帯主(家族の代表者)が、自書(自分で署名)すれば、印鑑(ハンコ)を押さなくてもいいです。
- ②「特別定額給付金」の「☐希望する ☐不要」または「☐不要」欄は、お金をもらいたい時は何も記入しなくて もよい。間違えて「☐不要」に☒を入れるともらえなくなります。
- ③ 受取口座は、申請する本人の口座でないといけません。(家族の口座でもだめです。).
- ※ただし、代理人に受取をお願いする場合は、代理人の口座名義になります。
- ④ 受取口座の通帳のコピーを貼り付けますが、必ず、口座番号、名義人(口座を持っている人の名前)が書かれている部分のコピーを張り付けてください。
- ⑤ 受取口座を持っていない人は、窓口でも受け取れます。
- ※ 記入を間違ったり、貼り付ける書類を間違うと、支給までに時間がかかります。

■政府による多言語(12 言語)での「ご案内」は、総務省のサイトでご覧になれます。

<https://kyufukin.soumu.go.jp/en/index.html>



¥100,000の給付対象者チェックリスト



新型コロナの影響を受けて、各地の状況と取り組み

難民移住移動者委員会委員や教区担当者、言語別の司牧担当者のみなさんから、各地での難民移住者の人々の状況や取り組み、準備についてお聞きしました。p.6~7で紹介したほかにも、いくつかご紹介します。

札幌教区難民移住移動者委員会 西 千津 さん (J-CaRM 委員)

北海道では感染の広がりが早く、かなり早い段階から危機感がありました。そのため、カリタス家庭支援センターと協働で募金の呼びかけを4月に始めて、5月の連休明けから観光客が減り、飲食店やホテルでの清掃の仕事がなくなった留学生などへ支援を始めました。5月下旬からは技能実習生からも働く時間が減って、給与が少なくなり、母国の家族へ仕送りができないでいるという声が聞こえています。炊き出しを中止している北一条教会のホームレス支援「みなづき会」から譲り受けたお米を、ベッドメイキングで生計を立てているフィリピン人家族、解雇されて次の職場を探しているベトナム人技能実習生、手をケガして労災申請中のナイジェリア人など、早急に支援が必要と思われる方々に提供しました。

また、ベトナム人向け相談窓口「Hỏi đáp STAY HOME (相談 STAY HOME)」を立ち上げて、北海道内のベトナム共同体などにお知らせしています。相談は、Facebook メッセンジャーで受け付け、ベトナム人が相談をヒアリングし、弁護士、医師、労働組合など日本人支援者に伝えて相談に対応できるようにしています。
<https://www.facebook.com/StayHomeSoudan/>

さいたま教区難民移住移動者委員会担当者 藤田 恵 神父

4月から、埼玉県の新谷教会と本庄教会を担当しています。本庄教会にはブラジル人共同体がありますが、さいたま教区のブラジル人共同体で活躍するリーダーの方がいます。リーダーたちを通じて、他県のブラジル人共同体とつながっています。新型コロナの影響のため教会に集えず、問題があっても掴みにくい状況ですが、教会役員には、誰か困っている人がいたら知らせて欲しいと話しています。フードバンクのセカンドハーベストから頂いた食料を教会に運び、いざという時に渡せるように準備をしています。

特別定額給付金は外国籍の住民も対象ですが、「10万円を3か月もらえる」と話していた外国籍のがいました。なかなか正確な情報が伝わっていないようです。フィリピン人は日本語を話せる人も多く、配偶者や子どもに聞きながら申請できますが、ラテンアメリカの人は同国人で結婚している人が多く、母語での情報が必要と感じています。

カトリック東京国際センター (CTIC) 高木健次 神父

CTICではこれまで、難民移住者約20家族に対して、定期的に食料支援をしてきました。今回、「新型コロナウイルス感染拡大の影響で仕事が減った」「生活の先行きが見えなくて困っている」などの相談が寄せられたため、支援の枠を拡げ、コロナ禍の影響を受けて生活が困窮している外国人に食料パックを一人一回配布することにしました。すると、ミャンマーの人たちが多くセンターを訪れるようになりました。目黒の事務所では、食料を渡すだけでなく、可能な限りそれぞれの状況を聞き取り、その先の支援につながるケースもありました。

シナピスは、緊急事態宣言が続く間も、生活に困窮する仮放免許可者の方々の住居や生活費を支援しました。コロナ感染拡大予防のために3か月間もの間、教会が閉鎖され、寄付が途絶えるなかで、京都の「社会福祉法人ミッションからしだね」の紹介で、難民移住者の方々が医療用防護ガウンプロジェクトに参加しています。現場で不足している防護ガウンを作って送り、厳しいチェックを経て採用された枚数に応じてご寄付をいただくものです。社会に役立つことができるという喜びが、困難な状況にある方々を元気にしています。

長崎教区難民移住移動者委員会担当者 川口昭人 神父

長崎教区にも、アルバイトができず生活困窮に陥っている留学生がいます。教区として支援することを検討しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、大村入国管理センター（大村入管）からの仮放免者も増えています。支援者による身元の引き受けもすでに飽和状態となっています。仮放免者は、知り合いのつてを頼って全国、いろいろなところに滞在しています。今はまだ、解放された喜びが大きく、生活困窮の問題などは聞いていませんが、今後、生活の苦しさ、将来を見通せない不安など出てくることを心配しています。

大分教区難民移住移動者委員会担当者 ファム・ホン・チン 神父

大分教会に異動になりました。引き続き土日はベトナム人共同体のために働いています。コロナの影響で技能実習生の仕事が減ったと聞きますが、日南の実習生たちは、仕事は休みだったけれども給料は100%もらい、大分の実習生も60%の休業手当をもらったと聞いています。相談は、大分教区や九州だけでなく、全国から来ています。ベトナムへの飛行機が飛ばないので、帰国できないベトナム人が全国にいます。長野の農業法人で働くベトナム人技能実習生を通じて、30人に秋野菜の収穫期（11月）までの仕事を紹介することができました。直行便が再開する予定の7月や8月に帰国を希望する人は帰ることもできます。大村入管のベトナム人被收容者訪問や、ベトナム語ミサのために訪れた長崎では、まだビザが残っているのにもかかわらず帰国させられようとしているベトナム人技能実習生たちがいます。彼らのために長崎の組合に話し合いに行きます。

鹿児島教区難民移住移動者委員会担当者 バルナルディーノ 神父

鹿児島教区では、5月10日からカテドラルでの主日ミサ公開が再開しました。平日昼間も祈りのため教会を開けている。主日ミサは、2メートル間隔を守るよう、聖堂の大きさと人数を考えてグループで分けています。自分のところに、特別定額給付金の封筒が9日土曜日に届きました。返信してから1週間ほどで振り込みがあるようです。翌日10日の英語ミサの後のお知らせで、説明しました。

鹿児島でも技能実習生はベトナム人が全体に多く、農業がほとんどです。指宿では鯉節工場にも技能実習生がいます。教区のもう一人の難民移住移動者担当者のアン神父が、第二主日にカテドラルでベトナム語ミサを司式されます。ベトナム人シスター方も一緒にお話しされています。

2020年度全国研修会についてのお知らせ



J-CaRM は年に1度、各教区の持ち回りで全国研修会を行い、「難民・移住者・移動者」をとりまく社会の問題について学び、関わりについて考える場を提供しています。また2年に一度、船員司牧(AOS)活動者や関心ある方を対象とした全国研修会を開催しています。今年秋にAOS全国研修会、J-CaRM全国研修会を、どちらも東京で開催予定でしたが、AOS全国研修会は来年に延期になりました。またJ-CaRM全国研修会は、今年は9月5日(土)に一日の研修会(会場参加のほか、オンライン参加可も予定)として準備を進める予定です。



人身取引問題に取り組む部会(タリタクム日本)から

国連は人身取引被害者の状況とその権利の促進・保護に関する啓発活動に力を入れるため、2014年から7月30日を人身取引反対世界デーに定めています。私たちは「人身取引」と聞くと、奴隷制度があった昔の話、と感じるかもしれませんが、これは21世紀の世界そして日本でも起こっている問題です。教皇フランシスコも、この問題について「ともに人身取引問題に反対し、愛のネットワークを構築しよう」「人身売買は現代社会の体に開かれた傷、キリストの体に傷を負うことです」と、私たちにたびたび呼びかけられています。

タリタクム日本では今、人身取引について知り、祈り、行動するためのパンフレットづくりに取り組んでいます。人身取引の被害者のため、ともに祈り、行動していきましょう。タリタクムの祈りは、J-CaRM ホームページからダウンロードできます。



タリタクム日本

日本カトリック難民移住移動者委員会
人身取引問題に取り組む部会



「人身取引反対世界デー」
の祈りに参加しましょう

毎年7月30日は、人身取引反対世界デーです。
私たちの兄弟姉妹である、移民、難民そして強制
移住者たちが人身取引の被害者となっています。
主は、この問題に目が開かれるよう、いつもわたし
たちに呼びかけられています。

日本カトリック難民移住移動者委員会 (J-CaRM) は

1960年代より「移住協議会」から「国際協力委員会」として活動を続けてきた組織ですが、1970年、バチカンにて聖パウロ六世教皇が「移住・移動者司牧評議会」を設立されたことを受け、2001年に日本の司教総会において現在の「難民移住移動者委員会」に改称しました。福音に基づき、多民族・多文化・多国籍共生社会をめざし、すべての人が神の子として、平等で基本的人権が尊重され、相互の文化・民族性を尊敬し、ともに兄弟・姉妹として生きることが出来る社会の実現を目的に活動しています。

日本カトリック難民移住移動者委員会の活動にご協力ください。

寄付金は 郵便振替：00110-8-560351

加入者名：日本カトリック難民移住移動者委員会

電話：03-5632-4441 FAX：03-5632-7920

URL: <https://jcarm.com> E-mail: jcarm@cbcj.catholic.jp



日本カトリック難民移住移動者委員会 135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10
Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and people on the Move